

議会のあり方検討会設置要綱

(平成26年2月20日 議会のあり方検討会確認)

(設置)

第1条 尾張旭市議会における議会のあり方や課題などについて研究し、改善策及び解決策について協議・検討するため、「議会のあり方検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会のあり方に関すること。
- (2) その他議長又は検討会が必要と認めたこと。

(検討会の構成等)

第3条 検討会の委員の定数は、副議長、議会運営委員長を含む10人とする。

- 2 委員は、議員のうちから選任する。
- 3 委員の選任は各派代表者会で協議するものとする。
- 4 議長は、検討会に出席するものとする。
- 5 委員の代理出席は認めない。

(座長及び副座長)

第4条 検討会に座長1人、副座長1人を置く。

- 2 座長は副議長、副座長は議会運営委員長をもって充てるものとする。
- 3 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、座長が招集する。

- 2 検討会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は、公開とする。ただし、座長が検討会に諮って非公開とすることができる。
- 4 会議の傍聴については、尾張旭市議会傍聴規則を準用する。
- 5 会議の資料は、委員自らが準備に努めるものとする。

(検討結果の報告)

第6条 座長は、検討結果を議長に報告するものとする。

(会議の記録)

第7条 会議の記録は全文筆記とする。

(会議結果等の周知等)

第8条 委員は、会議の結果その他所要の事項を委員が所属する会派の議員に周知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。